議会広報くっちゃん　Kutchan Town Council News

倶知安の議会

令和元年 12 月発行
第１８３号

マチイロ

スマホなどでも
議会広報紙を
閲覧できます

議会中継は
コチラから
視聴できます

こんなこと決まりました　2 ページ
決算審査特別委員会報告　4 ページ
町政を問う　一般質問　5 ページ
常任委員会・特別委員会報告　19ページ
議長室からこんにちは／議会の Q&A 23 ページ
町民の広場／編集後記　24 ページ

倶知安町議会の泊発電所視察（令和元年 11 月 8 日 構内展望台にて）

編集／広報特別委員会　発行／北海道倶知安町議会　印刷／ NorthDesign 株式会社

町議会では

こんなこと決まりました

ここでは、令和元年８月から１０月までに開催された定例会（第３回）・臨時会（第７回・８回・９回）で審議された内容について関心が高いと思われるものについて、いくつか報告いたします。

第３回定例会

令和元年度 虻田郡倶知安町一般会計補正予算（第３号）を可決

歳入歳出それぞれ1億4182万円を追加し、歳入歳出予算の総額を93億7036万円としました。
可決された主な補正予算の内容は下記のとおり。

■ ふるさと寄附金業務委託料・・・・・・・2032万円
■ 子ども・子育て施設型給付費・・・・・・2774万円
■ 子ども・子育て施設等利用費負担金・・・・880万円
■ ひらふスキー場第1駐車場安全管理業務委託料
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・644万円
■ 除雪業務委託料・・・・・・・・・・・・・330万円
■ 排雪業務委託料・・・・・・・・・・・・・1720万円
■ 防災用備品購入・・・・・・・・・・・・・195万円
■ 防災行政無線移設工事設計業務委託料・・・165万円

令和元年度 虻田郡倶知安町一般会計補正予算（第４号）を可決

歳入歳出それぞれ1824万円を追加し、歳入歳出予算の総額を93億8861万円としました。
可決された補正予算の内容は下記のとおり。

■ 旧胆振線跡地宅地造成工事・・・・・・・1824万円

令和元年度 倶知安町水道事業会計補正予算（第２号）を可決

収益的支出の予定額を450万円追加し、可決された補正予算の内容は下記のとおり。

■ 比羅夫1号井戸内挿管設置工事・・・・・・450万円

倶知安町宿泊税基金条例の制定についてを可決

設置の理由としては、宿泊税で徴収した金額のうち、次年度以降に繰り越す金額を基金に積み立て、必要になった際に使用するためです。
なお、この条例は宿泊税が課税される令和元年11月1日から施行されます。

第３回定例会最終日

作井決算審査特別委員長より本特別委員会に付託された全ての決算認定について委員会審査報告がされた後、委員長報告に対する討論がされました。

※ 詳細については４ページをご覧ください。

意見書　下記２件の意見書を可決しました

■ 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
■ 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書

第７回
臨時会

町道西３丁目南通・第１倶登山橋橋梁下部工事請負契約の締結についてを可決

北海道新幹線延伸に伴い、第1倶登山橋の架け替えが必要になったことから工事請負契約が可決がされました。

特に冬期間の通行の危険性について懸念されている箇所でもありますが、比較的曲線が少ない道路へと整備されます。

この工事による全面通行止めは生じないと説明を受けました。

＊＊

契約の方法　指名競争入札の結果落札
契約金額　1億1033万円
契約の相手方　瀬尾・白木・横関経常建設共同企業体
工事の完成　令和 2年 3月20日

冬期間は車幅が狭くなり、通学路としても危険が伴う

請願審査報告

（採択すべきものと決定）

請願第1号
放課後児童クラブの拡充を求める請願書

＜請願の趣旨＞

近年、女性の就労拡大に伴い、放課後児童クラブの利用児童数は年々増加し、子どもが安全に安心して放課後を過ごせる放課後児童クラブのニーズは高まっている。

利用状況を見ながら、段階的に受け入れ体制の拡大の検討、準備、さらには抜本的な見直しを図るよう求める。

（1）放課後児童クラブの利用を、まずは3年生まで利用出来る受け入れ体制を整えて頂きたい。

（2）南児童館の施設内整備と放課後児童クラブとして機能出来るように整えて頂きたい。

（3）南児童館の運用面
①長期休みでの利用で、昼食時間に一時帰宅せずに館内で昼食をとることができないのか。
②南児童館を利用する際に一度帰宅することなく利用できないか。
③柔軟性を持たせた利用時間の検討はできないか。

＜審査の結論＞

請願趣旨について請願者から趣旨説明の聴取を行うとともに、町担当課からの聞き取りと現地確認を行い、請願内容については委員全員一致で採択すべきものと決定した。

＜審査意見＞

町は、「倶知安町放課後児童健全育成事業及び運営に関する基準を定める条例」や「倶知安町児童館設置管理条例」などの法令順守のもと、子ども・子育て支援事業のいっそうの整備・拡充に努めなければならない。

請願内容は含意妥当と認める。

各議員の賛否

審議された全24の議案のうち、賛否の分かれた議案のみ掲載しています。ほかの議案については、全員賛成しました。

審議結果	議案名等	冨田竜海	坂井美穂	古谷眞司	門田淳	波方真如	森禎樹	原田芳男	佐藤英俊	小川不朽	笠原啓仁	田中義人	森下義照	作井繁樹	木村聖子	鈴木保昭
第3回　定例会																
可決	倶知安町森林環境譲与税基金条例の制定について	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	—	○	○	○	○
可決	倶知安町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	—	○	○	○	○
可決	倶知安町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	—	○	○	○	○
可決	倶知安町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	—	○	○	○	○
可決	令和元年度 虻田郡倶知安町一般会計補正予算（第３号）	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	—	○	○	○	○
認定	平成30年度 虻田郡倶知安町一般会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
認定	平成30年度 虻田郡倶知安町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
認定	平成30年度 虻田郡倶知安町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
認定	平成30年度 虻田郡倶知安町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
可決	消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	—	○	○	○	○
可決	倶知安町下水道条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
可決	倶知安町水道事業給水条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○

盛多 勝美 議長は採決に加わりません。○は賛成、×は反対、△は退席、ーは欠席

決算審査特別委員会報告

平成30年度 各会計決算を審査「認定」と決定

平成30年度の一般会計、5つの特別会計、水道事業会計の決算について、9月10から11日の2日間、決算審査特別委員会にて審査を行いました。

委員構成（８名）

委員長	作井　繁樹	副委員長	小川　不朽
委　員	冨田　竜海	委　員	坂井　美穂
委　員	門田　　淳	委　員	佐藤　英俊
委　員	田中　義人	委　員	木村　聖子

計22回の質疑、3つの要望がありました

決算審査特別委員会内での各委員の主な質疑（要旨）は下記のとおり

問　課を問わず人材確保に非常に苦戦していると思われる。例えばロボット、AIの活用など、何らかの対策が必要と考えるが。

答　ご指摘のとおり大変な状況。例えば業務委託、指定管理者の導入など、効率化を総合的に検討したい。

問　空き店舗対策事業補助、物件も少なく、家賃の高騰など、本町の状況は変わりつつあり、使途の拡充が必要と考えるが。

答　制度発足当時の状況とは違ってきている。商店街の賑わいをつくるという観点に返り、運用についても見直しを行いたい。

問　消防指令システムは、生命財産を守る最前線のシステム機械。オーバーホールや更新など、タイムラグが生じない工夫が必要と考えるが。

答　ご指摘のとおり非常に重要。更新のための予算要求があった段階で、直ちに予算措置している。

問　流雪溝は老朽化が著しく、水漏れが起きたり、詰まって使用できず、行き場のない雪により道幅が狭くなる状況。抜本的な解決策が必要と考えるが。

答　北海道開発局と共に現状確認も行い、更新や形状変更の要望は引き続き行っているものの、費用負担の関係もあり、具体についての回答はない状況。

問　まずは障がい者計画の実行、尚且つ退院し、自宅に戻られた方々のサポートが非常に重要と考える。十分に手当てされているのか。

答　利用者のニーズに合ったサービスを行っているが、全てを網羅できるものではない。退院された方々の居場所づくりについても指摘を受けており、各事業所と共に調査研究、協議を深めたい。

平成30年度 虻田郡倶知安町一般会計歳入歳出決算認定について（認定第１号）への賛成討論 ＜要旨＞

鈴木　保昭　議員

平成30年度決算は町民の多様化した行政に対する期待に応えつつ、財政の健全化を維持するという困難な行政課題に真剣に取り組んでいる姿である。

多様な住民ニーズに対応できるよう、簡素で効果的な行政組織を目指して積極的に取り組んでいただけるよう期待している。何よりも意欲と気概をもって創造的な意識改革を推進していくようお願いする。

皆さんに大きく期待し、委員長報告への賛成討論とさせていただく。

平成30年度 虻田郡倶知安町一般会計歳入歳出決算認定について（認定第１号）への反対討論 ＜要旨＞

原田　芳男　議員

平成30年度の予算審議にあたって、私は幾つかの改善と住民要求の実現を求めました。

特に問題と指摘した特別支援学級の児童の土曜日受け入れが拒否されているが、未だ解決されていない。早急に解決が求められる。

平成30年度決算は約2億6000万円の黒字決算となっている。これらを住民の要望実現や福祉の充実に振り向けるべき。

以上、理由を述べ委員長報告への反対討論とする。

町政を問う！！

13人の議員が33問の一般質問を行いました

一般質問１日目（９月１７日）

古谷　眞司　議員・・・６ページ
① 安心安全な町に向けて
② 間口除雪について
③ 倶知安厚生病院について
④ 教育環境の更なる充実に向けて

門田　　淳　議員・・・７ページ
① 旧東陵中学校の利活用について
② ふるさと納税について
③ G20観光大臣会合について

佐藤　英俊　議員・・・８ページ
① G20観光大臣会合開催に伴う住民生活への影響について
② 宿泊税への期待と課題

小川　不朽　議員・・・９ページ
① 旭ケ丘総合公園におけるマウンテンバイク専用コース「フロートレイル」整備事業について

会議録を閲覧するには、こちらから検索が可能です。

一般質問２日目（９月１８日）

笠原　啓仁　議員・・・１０ページ
① 『町遊休地の利活用』官民連携で高齢者福祉のために
② 『町の条例・規則』「定期点検」が必要です
③ 『後志広域連合』具体的数値に基づく検証を
④ 『各種行事への後援』どのような基準で行われていますか
⑤ 『無分別の家庭ごみ』「不法投棄」への対処は

原田　芳男　議員・・・１１ページ
① 平成30年度決算について
② 平成30年度国民健康保険決算について
③ 消費税増税の中止を求めるべき
④ 防災対策の充実を
⑤ 廃プラスチック問題

鈴木　保昭　議員・・・１２ページ
① 腐ったみかんになるな
② JA北海道厚生連との交渉について

一般質問３日目（９月１９日）

坂井　美穂　議員・・・１３ページ
① SDGs―持続可能な社会の担い手
② 高齢者の肺炎予防について

冨田　竜海　議員・・・１４ページ
① 10年後の住民所得1.2倍の実現に向けた政策について

波方　真如　議員・・・１５ページ
① 庁内のコミュニケーションはとれているのか
② より安全で快適な交通環境の整備

森　　禎樹　議員・・・１６ページ
① 観光公害（オーバーツーリズム）について
② 町内河川の防災・減災対策について

作井　繁樹　議員・・・１７ページ
① 北海道新幹線札幌延伸に伴う課題
② “透明なプロセス”の具現化

木村　聖子　議員・・・１８ページ
① 障がい者・高齢者等の福祉施策の強化・推進に向けて
② 緊急情報発信のユニバーサルデザイン化について

一般質問　古谷（ふるや）　眞司（しんじ）　議員

倶知安厚生病院の旧棟改築に伴う医療体制は

町長　冬期間の診療増も想定し、利用者への影響がないよう取り組む

問

倶知安厚生病院の旧棟改築整備は、本町だけではなく、周辺地域のこれからの医療のあり方を示すものと考える。

①行政報告された事業費は、規模を縮小した内容で示されている。厚生病院がこれからの地域医療の中心的な役割を担っていく中で、道厚生連との話し合いがどのような経緯、また、会議で今回の報告に至ったかを時系列で伺う。

②今回の提案が未来の倶知安の定住人口の増加に向けての取り組みに対して阻害することはないか。

③安心な町、世界に誇れるリゾート地として、医療機関の規模縮小による影響はないか。

町長

①6月の定例会後、北海道厚生連に対し、行政報告でも述べた6項目の条件整理を7月末までを目途に回答するよう求め、8月8日に開催された羊蹄山麓町村長会議において、見直し案が提示された。

見直し案を山麓の7カ町村の町村長が集う各種会議の場を捉えながら、倶知安厚生病院の改築整備の課題に関しても協議を重ねてきた。今回の規模縮小による建築費の圧縮の見直し案、経営改善案に対しては、道厚生連並びに倶知安厚生病院の努力と評価し、今後の協議には、見直し案を基本とすることを、山麓関係町として大筋確認された。

②人口の将来展望として、外国籍住民を含む総人口については、2040年時点では1万5329人、2060年時点では1万3992人を目標としている。

今回の建築規模縮小案では、病棟数並びに病床数の見直しが行われているが、現状の診療科の維持、また、公的医療機関としての機能の位置づけからも重要な緊急医療、そして周産期医療の維持が示されたものである。

地域の人口減少や少子高齢化社会を見据えた倶知安厚生病院の規模として精査された結果であると受け止めている。

③計画案では、現在の病床数234床を199床に削減するものであるが、過去5年間の倶知安厚生病院の1日当たりの平均入院患者数は、平成26年度が188人、平成27年度が189人、平成28年度が202人、平成29年度が196人、平成30年度が194人となっており、今後の人口推移からも数値上では、概ね影響が少ないものと考える。

しかし、この圏域の特性である冬期間の外国人診療は増加傾向にあり、これに伴う病床の不足といったものが懸念される。

今後、高速道路の開通、北海道新幹線の札幌延伸による高速交通ネットワークの充実により、今以上に小樽・札幌圏域の急性期病院との連携を密にし、多くの観光客が訪れても安心して過ごせる町、世界に誇れるリゾート地として、倶知安厚生病院の規模縮小による影響がないように取り組む。

多くの観光客が訪れても安心して過ごせる町が望まれる

一般質問　門田（かどた）　淳（じゅん）　議員

旧東陵中学校の利活用はどこまで考えていたのか

町長　保育所や役場新庁舎として検討はしていた

問

①町としての利活用はどこまで考えていたのか。整備費用負担は最大どのぐらいまで考えていたのか。

②町としての収益事業などの検討はあったのか。

③仮に解体するとなれば費用はどのぐらいになるのか。

④現在可能な範囲での校舎の一部を活用している団体などは、仮に解体するとなれば、どのような対応を町として考えているのか。

⑤第６次総合計画を策定しているが、旧東陵中学校の計画は盛り込まれるのか。

町長

①内部で保育所や役場新庁舎として検討はしていた。整備費用についての具体的な金額の算出は、検討に至らなかった。

②町が全面的に手を加えて新たな事業展開を図ることは、現実的ではないものとして、具体的な検討にまでは至ってない。

③概々算で最低2億円以上はかかる見込みである。

④仮に施設全体を解体するとなれば、ほかの学校施設などの利用が可能か相談をさせてもらいたい。

⑤町の遊休地全体の利活用方法を整理した上で、旧東陵中学校の利活用の方向性について検討、決定していく。

問

今年度、跡地も含めて方向性を出していく中で、第６次総合計画の方に入れていくべきだと私は思うが。

町長

遊休地の処分だとか、土地の利活用だとか、個別具体なものができれば、随時実施計画の中で途中から入っていく。間に合えば、当初の実施計画の中から入り込んでいくという形になろうかというふうに考えている。

今後の利活用の方向性について問われる

ふるさと納税について

問

①ふるさと納税について、今年度工夫している点は。

②応援していただいた寄付を何に使うのか、何に使ったのかの見える化をするべきでは。

③ふるさと納税の寄付金を1億円や、それ以上の次のステップに進んでいくには、体制面も含めて検討が必要ではないか。

町長

①ふるさと納税サイトの活用を1社から9社まで増やし、納付方法に関してもネットバンキングやスマートフォン決済などにも対応して寄付者の利便性の向上を図っている。

②具体的な事業をピックアップして、写真の掲載など、できるだけ目に見えるような形としてお知らせできればと考えている。

③本年度の寄付金額の見込みは、９６００万円と予定している。できる限り外部委託しながら負担軽減を図っていきたい。

問

何に使ったかというのが全く更新されていないので尽力して欲しい。

町長

何に使うのか、何に使われているのかというところは、大事にしなければいけないと思っており、そういった気持ち、何に使ったのかということで、気持ちをいただいた人にちゃんと使い道、こういうことで使って、まちづくりに貢献しましたということをしっかりと気持ちでお応えできるような考えで、これから改善に向けて進めていきたい。

一般質問　佐藤（さとう）　英俊（ひでとし）　議員

宿泊税の期待と課題

次のステップに向けた財源活用の始まり

町長　宿泊税を活用し、さらなる魅力向上を図る

問

宿泊税徴収の事業者に定率採用の経過説明は十分になされていないのではないか。

町長

本町の地域特性として、コンドミニアムの部屋貸しや戸建ての1棟貸しを行う宿泊施設も多く、そのような宿泊施設では、宿泊人数によって1人当たりの宿泊料金が異なることになるため、1人当たりの宿泊料金を算定基礎とする定額制の場合は、宿泊人数に応じた1人当たりの宿泊料金をその都度算出する必要があり、特別徴収義務者の徴収手続が複雑になることから、定率制の導入がより好ましいということがあった。

問

宿泊税条例が制定された昨年12月定例会までの総務常任員会の議事録に、「コンドミニアムなどでは宿泊実態、人数が分からない場合がある」と職員の発言が記録されているが、旅館業法第6条違反を認識しているのではないか。

町長

これまでの会議、有識者会議も含めてのやりとりといったものの中で、泊まっている人数がわからないと、それは義務を怠っているということにもなるので、そこでの議論というのは、意見聴取の中での、もしあったとしてもそれは今確認していないので、正しくお答えできなくて大変申し訳ないが、そういったことの中でやっているというふうに思っている。

人数がわからないから定率にするということではないということだけはご理解いただきたい。定率を選択したことにはさまざまな理由があった。

最終的には、総合的に判断したところでの結論での定率。

ツーリストのためにレイアウトされた標識
（宿泊税活用例）

問

条例では5年ごとに、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを規定していると示されているが、初年度でもあり、スノーシーズンを終えてから事業者と町役場の担当者との意見交換会を実現する考えはないか。

町長

施行の5年ごとにとなっているが、今後の施行状況を踏まえ、実際のところをトータルに考えて、見直すなら見直すということが今後全くないわけではないということは承知の上、この条例に則った形でこれから進めたいと思う。

観光局内の展示物（宿泊税活用例）

令和元年11月からの徴収に向け、町民の関心が寄せられる
（第2回 宿泊税説明会 令和元年6月7日 中小企業センターにて）

一般質問　小川（おがわ）　不朽（ふきゅう）　議員

旭ケ丘公園のフロートレイル整備事業は

町長　町が直接、事業を運営することは考えていない

問

旭ケ丘総合公園は、都市公園法・町都市公園条例に守られた都市公園である。

町は、観光振興を推進するに当たっての必要性、早期着手の観点等から、２０１６年４月の補正予算にて、世界に誇れる国際リゾートづくり加速化事業業務委託料を改めて予算措置し、倶知安観光協会を受託者として実証実験を行った。

この3年間にわたる実証実験をもとに、スキー場夏季利用整備構想の実現性の検証を積み上げてきたかと思う。

検証の結果、今年度以降の旭ケ丘総合公園におけるマウンテンバイク専用コース、フロートレイル整備事業について、町の考え方を伺う。

町長

旭ケ丘公園のフロートレイル事業は、平成28年度の世界に誇れる国際リゾートづくり加速化事業業務委託を端緒に、通年観光の実現に向けたコンテンツとしての夏季スキー場利用、旭ケ丘夏季活性化を目的として、発生する課題に対応しながら3年間の実証をしてきた。

３年間の実証としては、当初懸念されていたスキー場への影響について、安全なコースづくりを心掛けており、大きなトラブルは今現在発生していないが、やはり降雪量に左右されることもあり、不確定要素が高い部分と感じている。

現在使用しているコースには、多く人が利用する公園施設として、フロートレイルの専用コースではなく、園路として散策等の一般利用に供している。

フロートレイルはグリーンシーズンにおけるスポーツ・レクリエーションコンテンツの一つとして、本町の観光振興に一定の効果があるものと認識している。

旭ケ丘公園は、園路、スキー場のみならず、多くのスポーツ・レクリエーション施設を有しており、その中で、公園の園路を一時的に利用する事業として、行為許可申請があった場合は、ほかの利用との調整を図った上で行うべきものと考えており、町が直接フロートレイル事業を運営することは、今時点、考えていない。

「フロートレイル」
夏のゲレンデをマウンテンバイクで下るというスポーツ

旭ケ丘総合公園（夏の旭ケ丘スキー場）

一般質問　笠原（かさはら）　啓仁（けいじ）　議員

「町遊休地の利活用」官民連携で高齢者福祉のために

町長　事業目的に応じた遊休地の無償貸与等を検討していく

問

総務常任委員会は8月30日、旧給食センターや旧保育所跡地など市街地にある町の遊休地（5カ所）を現地調査した。どれも利便性の良い所にある。

「土地は売ったらそれで終わり」だ。これらの優良遊休地をサービス付き高齢者住宅などの建設に充て、町長の重要施策でもある高齢者福祉の向上を図るべき。

以下の点について改めて提案する。町長の見解は。

①町内2つの福祉団体が旧東陵中学校の利活用を断念したが、高齢者や障がい者向けの施設建設の構想自体は断念しておらず、同校以外の場所で引き続き検討していくとのこと。町遊休地の提供など、町として両団体と連携・協力し計画実現に向け努力すべきでは。

②利活用の目的を「高齢者福祉のため」と条件設定した上で、何らかの優遇措置（土地の無償貸与等）を講ずるなど、前記2団体に限らず民間事業者などが建設主体として参入できるような誘導策を検討すべきでは。

町長

①町民が高齢になっても安心して暮らしていけるまちづくりを実現するために今回、両団体から提案されたサービス付き高齢者住宅を主とする福祉施設の計画については、高齢者福祉の向上を図る観点からも大変重要な施策であると認識している。

町としても、これら福祉施策の実現に向けて、先の両団体のみならず、町内の福祉事業所とも協議・協力し、検討していきたい。

②ご指摘のとおり、優遇措置や誘導策の一つとして高齢者、または障がい者のためなど、事業目的に応じた町の遊休地の無償貸与等の方策の検討や、PFI方式など民間事業所等を活用した施設整備など、官と民が連携した福祉施策を推進していけるよう、福祉団体等と協議を継続していきたい。

「無分別の家庭ごみ」「不法投棄」への対処は

問

家庭ごみの無分別状態での集積場への投入が目立っている。私の町内会の集積場でも酷い状態での「ごみ出し」が繰り返されている。このままでは、山田地区に続き街場でも「戸別収集方式」が必要となる可能性もある。早急かつ効果的な対策が必要だ。

以下の点について伺う。

①設置者別の集積場の数は。

②家庭ごみの無分別状態での集積場への投入は「不法投棄」に当たるか。

③「不法投棄」だとしたらその行為はどのような罪に問われるのか。

④「不法投棄」への対処・対策は町内会の責務か。

⑤「倶知安町廃棄物の減量及び適正に関する条例」第33条第2項の規定に基づく具体的な取り組みは。

町長

①本年3月時点で、設置数は602箇所となっている。設置者別では、町が町内会の要請に基づき設置したものが434箇所、共同住宅の所有者等が設置したものが168箇所となっている。

②・③廃棄物処理法第16条では「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と規定され、これに違反すると5年以下の懲役、もしくは1000万円以下の罰金、場合によってはこれら併科となる同法で最も重い罰則が設けられている。

法の趣旨を踏まえると、町が定めた分別ルールを守らず無分別状態で家庭ごみを排出する行為は、その程度等にもよるが、同法でいう不法投棄に当たり得るものと考えている。

④町は法や条例により、生活環境の保全上支障が生じないよう速やかにごみの処理をしなければならないこととされており、不法投棄への対処・対策は総括的には町が行い、町内会等の皆さんにはその活動へのご協力をいただきたいと考えている。

⑤条例の第33条第2項の規定を受けて毎年、北海道産業資源循環協会後志支部と共催で町内の一般廃棄物収集運搬許可業者と共に不法投棄パトロールを実施するほか、不法投棄防止に向けた啓発と監視活動を行っている。ごみステーションの無分別ごみに対しては警告ステッカーを添付し、改善されない場合は町が回収し、排出者が特定された場合は指導、特定されない場合は啓発チラシを戸別配布している。

また、監視カメラを用意し、必要に応じて設置する体制をとっている。

一般質問　原田（はらだ）　芳男（よしお）　議員

住民の暮らしを守る立場を明確に

町長　健全な財政状況の維持を目指しながら、要望に応えられる施策を取り進めたい

平成30年度決算について

問

平成30年度決算は30年4月にスタートした保育所の土曜保育の問題などが未解決のままであったり、放課後児童クラブの対応の不十分さ（希望に添い切れていない）、国民健康保険の全道一元化と後志広域連合との無駄な関係など予算審議で指摘し改善を求めたが、なんら応えること無く改善されなかった。

また、2億6000万円の黒字決算を除雪や図書館、福祉ハイヤーの充実などの住民の要望に活かされていない。暮らしを守る立場を明確にすべき。答弁を求める。

町長

予算に比べると差し引き黒字が膨らむ場合もある。除雪や図書館、福祉ハイヤーなど住民の要望が多い施設については町民の生活を守る視点に立ち、健全な財政状況の維持を目指しながら要望に応えられる施策を取り進めたい。

平成30年度国民健康保険決算について

問

平成30年度から国民健康保険は北海道に一元化された。倶知安町はそれに伴って、資産割を廃止し限度額を4万円引き上げた。それらの穴埋めとして均等割が大幅に引き上げられ、結果として低所得層が負担増となった。

限度額の総額も93万円となり、負担が収入の20％に達する世帯もある。応益割（一人、一世帯当たり）の廃止で課税上の矛盾の解消を図るべきでは。

町長

国民健康保険は他の保険と比べ高齢者や、低所得の人の加入割合が高い。現制度で応益分の均等割、平等割を廃止すると応能割を増やすことになる。町としては子どもに係わる均等割軽減の制度を要望している。

消費税増税の中止を求めるべき

問

10月1日から消費税を10％にするとしているが、国民の多くは反対の声を上げている。

増税前の駆け込み需要も、賃金もGDPなどの数字も軒並み低調で増税を強行すれば混乱を招く。町は納税義務がないのに使用料などの値上げを提案している。水道も下水も引き上げられる。

町は公共料金への転嫁を止め、国に消費税増税の中止を求めるべき。

町長

国の財政運営上、税収の確保は必要と考え、中止を求める考えは持っていない。

本町においても国の通知もあるので消費税を適正に賦課する条例を提案した。

防災対策の充実を

問

災害が起きた時、避難所に避難するが水と電気は重要な問題。各避難所に発電機の設置が必要では。国から求められている「国土強靭化地域計画」の本町の取り組みは。

町長

各避難所への発電機の設置については指定避難所14カ所、福祉避難所2カ所となっているが、一避難所当たり3台の合計36台の発電機の設置計画に対して町の備蓄は6台で31台はリースなどに依存している。

将来的には屋内用の24台を町の備蓄として整備したい。「強靭化計画」については令和2年12月を目途に策定したい。

廃プラスチック問題

問

6月のG20首脳会議でプラスチックごみゼロを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を採択した。国は廃プラ関連の新方針を決定し、都道府県に「廃プラスチック類等に係る処理の円滑等について」の通知を出した。本町の対応について伺う。

町長

市町村が係わるものとしては廃プラスチックの焼却や再生施設での処理があるが、本町にはこれらの施設が無いので対象外となる。

一般質問　鈴木（すずき）　保昭（やすあき）　議員

倶知安厚生病院、我々の手で建てるという気概を

町長　皆様と同じ気持ちになって、向き合っていけるよう努める

問

定例会初日の行政報告で厚生病院の旧棟改築整備について報告があった。規模の縮小を軸とした提案だが、なくしてはならない基幹病院である。以下について伺う。

①8月8日ＪＡ北海道厚生連から見直し案の提示がされたが、どなたがどこでどのような形で示されたのか、詳細な説明を。

②この行政報告は具体性に欠けると思われる。議会での議論もまだ町民に提示できる内容になっていない。

③第一期工事の各町村負担割合7対3を前提とあるが、何を根拠に建設費用の100％の28億円強の内訳なのか。

④地域医療の確保は基本。本町の財政から約20億円の負担に耐えられるのか。ない袖は振れない、ある袖にするためには。

町長

①6月定例会終了後に改めて北海道厚生連に対し、6項目の条件整理を7月末をめどに改定するよう求めた。

8月8日の羊蹄山麓町村長会議において、北海道厚生連ならびに倶知安厚生病院から担当者5名が来町し、山麓7カ町村の首長に対し見直し案が提示されたところである。

②道厚生連からの見直し案を踏まえ、今回の規模縮小による建築費の圧縮の見直し案、経営改善案に対しては道厚生連ならびに倶知安厚生病院の努力は評価される。

今後の協議については、見直し案を基本とすることを山麓関係町村として大筋が確認された。この提案を契機に山麓7カ町村それぞれが、今回の9月定例会に統一的な内容をもって行政報告を行い、各町村議会に対しての現状を報告することとした。

次の段階は革新的な議論を深めていかなければならず、本町の判断が大きく影響するものと考えている。限られた時間なので鋭意協議を重ね、議会に早急に提示できるよう取り進める。

③負担割合に関しては、改めて協議をいただくことはなかなか難しいと思われる。第一期工事における内容を前提として取り進めていきたい。

しかし、建設経費や自治体が負担することとなる経費は固まっているものではない。

28億円超の根拠は、建物本体部分、既存建物の撤去費及び外構工事部分で、器機材の購入費等は含まれておらず、現状においては概算によるものと報告を受けている。

④本町はここ数年で大型事業を展開しており、北海道新幹線倶知安駅の開業など、待ったなしの事業も多く控えている。

本町の財政状況は大変厳しいと認識しているが、長期的な展望から計画的な財政執行が求められている。

今般の倶知安厚生病院改築整備に関し、公的医療機関機能確保の観点から、地域の方々がこの町で安心して暮らすためには必要不可欠なものであることは皆さんも共有されていると思うが、具体的には道厚生連に対する財政支援について、今後の本町の事業のあり方の見直しも含めて判断をしなければいけないと考えている。

問

大事なことは、毎年赤字が想定される。その処理をどうするかということも含めて、透明性をもって町議会・役場職員・町民が同じ心で新しい厚生病院を我々の手で建てるという気概を持たなくてはならないと思う。

町長

倶知安厚生病院は毎年度の赤字を圧縮して縮小する努力を重ねている。しかしながら、本州の方では実際に倒産した厚生病院も実在している。本当にみんなで支えていかなければ、この地域医療というのは守れない。

これからもしっかりと皆様と同じ気持ちになって、向き合っていけるよう努める。

腐ったみかんにならないように

問

倶知安の役場職員というのは全員ふたを開けてみるとぴかぴか、いつも新鮮同様な志と気概を持って頑張っていると私は思っている。職員が生き生きと仕事をするためにはどうしたらいいのか一番大事なところだと思う。町長の理想の職員像をお聞かせ願いたい。

町長

町民と同じ目線で考えてみることの大切さ。そして、町民にそれをわかる言葉で語ること。また、常に視野を広げ、問題意識を持ち続けること。

町は基礎自治体ゆえに対応する相手というのは、ほぼ町民の方々が多く、人に対する思いやり、温かさ、誠実さが何よりも大切であることなど、私が望む職員像の一端である。

一般質問　坂井（さかい）　美穂（みほ）　議員

SDGs－持続可能な社会の担い手について

町長　持続可能な本町の未来のため、分野を超えて取り組む

問

SDGsは地球上の誰一人取り残さない社会の実現を目指しているもの。我々一人一人が世界の直面している課題に対して当事者意識を持ち、行動していくことが重要である。また、国際リゾート都市として、本町がグローバル社会の中で歩んでいく上で重要な視点でもある。そして、地域社会の持続可能性を高める点からも、SDGsは地方創生の強力な推進力にもなるため、本町の第6次総合計画との整合性を図っていくことも必要と思われるが、本町としての認識、取り組みを町長に伺う。

また、2020年度から使用される新学習指導要領に、SDGsの理念が反映されることから、教育現場におけるSDGsの更なる啓発や、今後の対応を教育長に伺う。

町長

SDGsの理念や方向性などについては、第6次総合計画の基本構想素案と共通するもの。SDGsの17のゴール目標は、それぞれ独立して存在しているものではなく、互いに密接に関連している。行政、住民、事業者、自治会、学校などの個別の立場や組織を超えて、また産業、環境、教育、医療、福祉、防災、まちづくりなどの分野を超えて、持続可能な本町の未来を実現するための意識を持って取り組んでいく。

教育長

新指導要領が示す教育課程の充実を図ることで、既存の社会教育や社会全体の各種事業を発展的に高め、それと連動させながらESD（持続可能な社会づくりの担い手を育む教育）の実現に近づけていきたい。

問

子ども達が地球規模で物事を考え、世界市民としてこの町から羽ばたいていけるよう、このSDGsも町ぐるみで推進をしていくことが大切であり、町全体がSDGsの担い手になっていく必要があるのでは。

町長

積極的に理解して、我が町の中でどういった展開が施策として実現できるのか考えながら進めていく。

本町はSDGsをどのように取り組むか

高齢者の肺炎予防について

問

肺炎は、高齢になるほど重症化しやすく、人口の高齢化に伴い、年々死亡者数も増加している。肺炎予防のための定期接種制度が、2014年10月から開始された。この肺炎球菌ワクチンの定期接種制度は、5年間で65歳以上の全人口をカバーする経過措置期間を設け、生涯に1回だけ制度を活用した接種が可能なものであるが、接種率が伸び悩んだため、本年度から経過措置が延長になった。

本町におけるこれまでの接種状況と今後の取り組み及び具体的な方法を伺う。

町長

これまでの接種状況は、平成26年度から平成30年度の5年間の合計で、対象4259名のうち、1776名の41.7％が接種を受けている。今後も従来の周知のほか、高齢者の方へのわかりやすい周知を行う。

問

今回2度目の接種機会となるが、65歳の方というのは初めて通知を受けるので、利用していない方に年度末にもう一度案内を出すとか、また全体的に見て接種が必要とされるような年代の方達にもう一度案内を出すなど、コール、リコール（個別受診勧奨・再勧奨）も接種率の向上に必要では。

町長

一人でも多くの方が接種いただけるような工夫をこれからも続けていきたい。

一般質問　冨田（とみた）　竜海（たつみ）　議員

町長公約「10年後の住民所得１．２倍」実現に向けた具体的な政策は

町長　実現に向けた新たな取組みはまだ行っていない

問　厚生労働省の国民生活基礎調査によると、現在7人に1人が貧困に、ひとり親世帯では半数以上が貧困であると発表された。その原因は年収の低さであり、我が町も例外ではない。想定されている10年後の経済面から見た倶知安町民の現実的なモデルケースは。

町長　10年後の住民所得1・2倍に関しては、北海道民の平均所得と本町の平均所得に差が若干あり、道民平均所得に追いつきたい意味合いで設定した。そのため、具体的なモデルケースの想定はない。

問　現在の倶知安町民全体の平均所得と、所得別階層分布状況は。

町長　令和元年度町民税の課税資料、実質は昨年中の所得であるが本町の給与所得者のうちの納税義務者の平均総所得は給与所得金額が合計188億8766万9000円を納税義務者数6795人で割った277万9000円。

給与以外の所得も含めた納税義務者の総所得別階層分布状況では、100万円以下が11・4％、100万円を超えて200万円以下が28・9％、300万円以下が22・8％、400万円以下が13％、500万円以下が9・5％、600万円以下が6・9％、700万円以下が2・7％、800万円以下が1・1％、800万円を超える者が2・9％。

問　公約実現に向けた具体的な取り組みは。実施時期と優先順位は。

町長　現在の産業、雇用、人材育成の下支えがまずは大変重要である。人手不足を解消するため、1年を通しての職場確保と受け入れ体制の整備、後継者対策と起業者に対する支援など、民と官との協働により進めていくことが大切であり、行政として実際何ができるのか、どのような支援ができるのか、必要なのか、その時期なども含めてさまざまな観点から検討し、実施していく。

問　若年層や高齢者、その他ハンディキャップを持った方々に対する町長の考え方。社会福祉によるセーフティーネットで支えていくのか。人々に合った働き方でそれぞれに所得を生み出す協力をしていくのか。

町長　若年層、高齢者、障がい者などに限らず、働く意欲のある方々については、技術や資格の取得の支援。障がい者の方々については福祉支援を含め、人々に合った働き方で所得を生み出す勤労による所得確保が基本と考えている。セーフティーネットとしては国や北海道の制度を利用した中で支えていく。

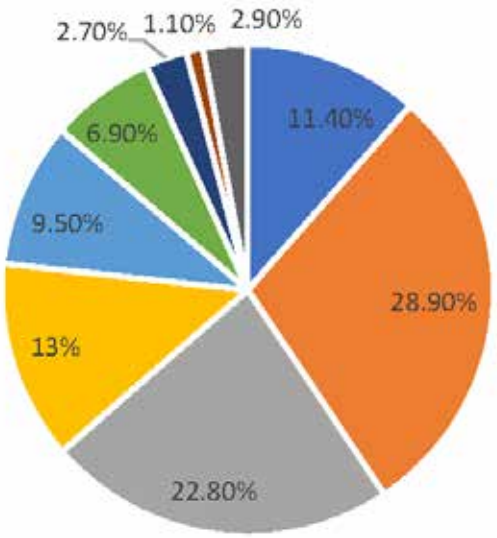

令和元年度 倶知安町総所得別階層分布状況

- 100万円以下
- 100～200万円
- 200～300万円
- 300～400万円
- 400～500万円
- 500～600万円
- 600～700万円
- 700～800万円
- 800万円以上

一般質問　波方（なみかた）　真如（まこと）　議員

より安全で、快適な交通環境の整備

町長　本当に真剣に今、考えているところ

問

冬期間の天候不良や地域の高齢化に伴い交通事故防止、買い物、通院と多面的角度から公共交通の必要性がより高まっているが、対応が出来ていないのが現状だと思われる。

そこで、じゃがりん号の運行をデマンドバスとして運行することは出来ないか。

町長

公共交通の必要性については、全国的に高まりつつあり、本町においても市街地のみならず、郊外地区でも同様であると認識している。

じゃがりん号の運行をデマンドバスとして運行してはどうかといったご質問、関係法令上、現在の運行形態を路線型から区域型、コミュニティーバスからデマンドバスへの形態を変更することは、可能ではあるが、いくつかの課題を解決しなければ形態変更することは難しい状況である。

じゃがりん号をまちなか循環バスとして、今後も活かしながら、さらに郊外に住んでいらっしゃる方々がどういった形で用を足すことが出来るか、要するに足の確保を出来るかということを本当に真剣に今、考えているところ。実際にそういった作業を今始めている。

この総合的な体系づくり、公共交通のあり方というのは、本当に10年かかっている。そうした形で、ようやく本格的な調査分析を重ねて、新たな模索というものに具体的に動き出したところ。

安全で快適な環境整備が求められる（真冬の郊外部道路）

子ども達の安全確保

問

どうやって子ども達の安全を確保するべきか、それは子どもと同じ目線に合わせて考えなければいけない。

建物についてもどんどん変化するこの町なので、何度でも安全確認をし、登下校の生徒の見守りを強化し、倶知安独自の危機管理マニュアルが必要だと考える。

教育長

教育委員会、東小学校、倶知安中学校、道南バス、地区モニターで組織された吹雪対策委員会を毎年開催しており、昨年度は11月に実施をしたところ。この吹雪対策委員会では、東小学校で作成した冬期間における交通安全対策マニュアルについて、安全通学に関する方針やランク別の状況に応じた対応、暴風雪や台風による臨時休校、集団下校や臨時バスの運行などに関する事項について協議を行い、緊急時の対応に備えて各委員が共通理解を図っているところ。

これらの組織などを活用して、通学時の防犯面においても対応できるよう、町全体の問題として捉え、いかにして児童生徒の見守りを強化していくかについて、さらなる検討・協議が必要と考え、危機管理マニュアルの必要性を十分踏まえた中で進めたいと考えている。

本町独自の危機管理マニュアルの必要性が問われる（西小樺山分校）

一般質問　森（もり）　禎樹（よしき）　議員

観光公害の実態把握と対策を

町長　先手先手で関係機関と連携しながら進める

観光公害（オーバーツーリズム）の実態把握は？

問

観光におけるあらゆる弊害のことを観光公害（オーバーツーリズム）といい、世界中の著名な観光地、日本国内の観光地でも年々問題が大きくなっている。本町においても観光客の増加に伴う弊害は多々存在する。観光公害の実態把握と対応を伺う。

町長

本町では、京都や鎌倉レベルのオーバーツーリズムが広く発生はしていないものの、観光客の増加や開発の進展に伴う諸課題の解決については、対応する箇所が広範囲に及ぶ。持続可能な観光を達成する為には、地域住民の理解促進と参画は欠かすことができない。町のみではなく各行政関係機関やＤＭＯ組織、地域団体などと連携を強めて、今後とも取り組みを進めていく。

問

観光公害は分野も広く、内容も多岐にわたる。例えば行政の負担で言うと上下水道の問題であったり、潜在的な問題もあり、表面化されている問題はもっとある。観光客のマナーに関するもので、農地に勝手に侵入して写真を撮ったり、場合によっては植物をとってしまうこともある。しっかりとした実態把握、対策が必要で、このままでは地元住民がもう観光客など来なくていいと思ってしまう。町にとって観光は重要な産業であり、町民全てが意識をもって観光地を作るためには問題を解決しなければならないのではないか。

町長

倶知安町においては観光産業、リゾート産業関連は大切な産業であり、観光振興がこの地域にとって大変重要なものであると住民が共有することが最も大切であると思う。観光公害については注視すべきところ。対策は早めの先手先手で意識しながら職員一同、行政としての立場、関係機関と連携して進める。

町内河川の防災・減災対策は？

問

近年、日本全土において台風や異常気象による水害が多発している。防災に関する計画、取り組みはしっかりとされていると思うが、減災に関する計画、取り組みについて伺う。

①洪水氾濫危険箇所の点検、現状把握は。

②河畔林の伐採や堆積土砂の除去は。

③情報は町民に伝っているのか。

町長

①パトロールにて優先的に現地確認をして現状把握している。

②道の管理河川については継続的に改善要望を行っている。町の管理河川においては現地確認や地元要望により、優先順位をつけ対策している。

③地域防災計画及び水防計画を町のホームページに公開、防災マップは全戸配布している。

何かあってからでは遅い、河畔林・堆積土砂の現状把握を

一般質問　作井（さくい）　繁樹（しげき）　議員

駅周辺整備計画の策定、スピード感と割り切りが必要

町長　残りわずかな時間、現実的な計画策定に努める

北海道新幹線札幌延伸に伴う課題

問　工事全体の進捗と1年開業前倒しの可能性は。

町長　9月1日現在で20%。札幌冬季オリ・パラ招致に絡め要望活動を行う。また、本町の駅周辺整備計画の策定は、開業前倒しを意識し、進めている。

問　掘削土対策について伺う。
①他自治体の掘削土収容
②大和への対策土搬入
③運搬経路の町道補修

町長
①北海道から検討要請はあったが、鉄道・運輸機構からの正式な要請はない。
②鉄道・運輸機構には万全の対策を施すよう申し入れ、近隣環境に影響が生じないよう管理する。
③鉄道・運輸機構と修繕方法や箇所、時期について協議を進めている。

問　旧胆振線跡地宅地造成地への懸念、町民の理解を得るための取り組みは。

町長　5年間の転売等の制限、最終販売価格1坪8万円程度の見込みに変更はない。一般公募については来年度以降の予定。完成に向け安全作業に努める。

問　高架化の騒音・落雪・日照権など、町民の不安払拭に向けた取り組みは。

町長　工事の施工に当たっては、近隣住民の不安が解消される対策が施されるよう鉄道・運輸機構に引き続き申し入れる。

問　並行在来線の存廃を判断する上で重要な旅客輸送密度、収支の現状、今後の修繕費など、北海道新幹線並行在来線対策協議会で示された資料の内容は。

町長　新聞記事の掲載内容と示された資料の内容は一致しているが、取扱注意の資料でもあり、詳細については公表を控えたい。

問　駅周辺整備計画の策定、駅周辺は変貌著しいが、整備計画の前提条件は整備構想か、或いはゼロベースから。

町長　現状の課題や分析など最新の状況で整備、また過去の委託調査などの成果も踏まえ整理する。その上で、駅周辺整備構想での検討内容をより具体的に現実性の高い計画として商工会議所、観光関係者、交通事業者、近隣市町村とも調整を図りつつ、整備計画を策定する。

問　今まで積み上げてきた議論を無駄にしてはいけないが、それらに縛られ過ぎては全く現実味のない実現不可能な計画に成りかねない。まずはスピード感、その上で、できることとできないことの見切り、割り切りが必要と考えるが。

町長　本当に残りわずかな時間、あっという間だと思う。しっかり整理し、具体的に現実性の高い計画の策定に努める。

（JR北海道H５系 提供：JR北海道）

あと10年…残された時間は長くはない

一般質問　木村（きむら）　聖子（せいこ）　議員

町遊休地利活用等で各福祉団体と連携をし、福祉施策を前進させるべき

町長　福祉事業所とも協議、協力して検討していきたい

問

本町の65歳以上で戸建て住宅の独居暮らしと夫婦暮らしは、合計で約2000戸強。雪の間口処理の解消が前進できないと、障がい者や高齢者の方が本町に長く住み続けることが、困難になると考える。

福祉の住み替え支援策について伺う。

1. 高齢者・障がい者などの民間賃貸住宅への入居者支援方策や高齢者向け優良賃貸住宅等の供給など、住生活基本計画や福祉計画等による今後の取り組み。

2. 旧東陵中の利活用を検討していた社協などが計画を断念したが、町としても町遊休地等の利用により各福祉団体との連携を密にした事業展開を検討、福祉施策を前進させるべきではないか。

町長

1. 民間賃貸住宅への入居支援は、民間資本による手法を考えており、導入先進地の帯広市などから情報を入手し、今年度は視察等を計画している。高齢者向け優良賃貸住宅などの供給は、当初予定から遅れており、具体的な制度設計に早急に取り組む。

公営住宅の福祉的利用として社会福祉法人が障がい者のグループホーム事業も可能だが、本町は空き住宅がないため、再検討が必要。庁舎内で横断的な情報共有を行い、不動産事業関係者、福祉事業関係者から協力をいただき、実効性ある取り組みをしていく。

2. サ高住のみならず、相談支援事業所、障がい者就労事業所や入居施設、グループホーム、養護施設など、いずれも場所と人員の不足が課題。事業所などの複合化により、例えば厨房や人員の配置、高齢による要資格者の配置基準など、効率的に行えることを聞いている。

福祉施策の実現に向けて、町内の福祉事業所と協議、協力し検討していく。

問

障がい者などの支援について、羊蹄山麓地域自立支援協議会の住宅に関する部会に前町長も出席するなど、最終的に平成29年に町有地利活用等に関する要望書が町に提出されたにも関わらず無回答と聞いている。その後の進捗はどうなったか。

福祉医療課長

この間、何も動いていなかったわけではない。9月定例会が終了後、その事業者などと福祉課で協議をすることで日程調整している。町長も代わったので改めて進めていきたい。進捗状況は所管委員会などに報告する。

「情報のユニバーサルデザイン化」について

問

9月1日は防災の日。災害時に町民や観光客などが冷静に対処するためにも発災時情報の正確性、迅速性は重要と考える。また、誰にとっても情報を入手しやすいことが重要だが、本町の取り組みについて伺う。

1. 防災無線（屋外スピーカー！戸別受信機）、SNS、ホームページの発信のタイミング・頻度・情報量。

2. 障がい者や聴力の弱い高齢者の方は、防災無線での情報伝達は難しいと想像されるが、多くの方が所持している携帯電話メールやアプリなどによる通知機能を利用してはどうか。防災無線含め複数の発信手段を使い補完することが必要ではないか。

町長

1. 種別を問わず、ほぼ同一な情報量、タイミングで発信している。いろいろな発信手段を用いて気象台など関係機関と連携を図り、空振りを恐れずに、住民が事前の準備や避難する時間を十分確保できるタイミングで、誰がいつ何をすべきか、分かりやすい言葉で発信するよう努める。

2. 聴覚障がい者の方には文字盤付きの戸別受信機を配布しているが屋外にいる時や聴力の弱い方などに対しては、緊急速報メールや防災アプリなどによる配信の方がより伝わる確率が高くなる点は、指摘のとおりと考える。

より多くの人にわかりやすく情報を伝えるために情報発信の多重化を進める必要がある。

常任委員会報告

総務常任委員会

1．所管事項
庶務／税財政／防災／財産及び施設／職員の給与／出納等／町議会／その他総務課、総合政策課、及び税務課に関すること／他の常任委員会に属さないこと

2．委員構成（５名）
委員長　田中　義人　　副委員長　笠原　啓仁
委　員　古谷　眞司　　委　　員　波方　真如
委　員　鈴木　保昭

■ 旧東陵中学校の視察

庁議の議事録で報告された、取り壊しが検討されている旧東陵中学校について、視察を行いました。
これまで旧校舎利用を検討したいとして、語学学校兼寄宿舎としての利用や、福祉施設としての利用を検討していた民間企業や福祉団体より、それぞれ断念する連絡があり、町は解体を進めたいとしています。
委員からは、耐震工事が行われた施設であることや、統廃合後の利活用計画がほぼ行われてこなかったことへの意見が多く出されています。委員会としては、他の公共施設との兼ね合いや利活用方法などについて、さらに調査を進めることを決定しました。

■ 第６次総合計画（案）について

令和２年度から１３年度に行われる町づくりの総合的な計画（案）の報告を求めました。行政は計画に無いものはほぼ取り組めません。そこに議会としての視点を加え、住民の意見を反映させるべく、調査を進めております。

■ 請願書の付託

「所得税法第５６条の廃止を求める意見書」提出についての請願書が第３回定例会初日に付託されました。
昨年も同様の内容の陳情書が提出され、総務常任委員会では不採択と結論を出しておりますが、新たな視点も加え、再度慎重審議を進めています。

■ 遊休町有地の視察

令和元年８月３０日、市街地に所在する旧給食センター跡地や、倶知安・みなみ保育所跡地など、遊休町有地５カ所の視察を行いました。
住宅問題や福祉施設の不足など、これからの町づくりに活用できるよう、委員会で調査を進めて参ります。

有効活用が強く望まれる旧東陵中学校の体育館

貴重な遊休町有地を活用した、まちづくりが望まれる

厚生文教常任委員会

１．所管事項
民生安定／保健衛生／墓地等／学校教育及び社会教育／その他住民環境課及び福祉医療課の所管に関すること

２．委員構成（５名）
委員長　小川　不朽　　副委員長　坂井　美穂
委　員　冨田　竜海　　委　　員　森下　義照
委　員　作井　繁樹

陳情書の審査

現在、本委員会では「『貸与型奨学金の抜本的改革促進に関する意見書』上申に関する陳情書」に対する審査を行っています。

本陳情書は、９月の第３回定例議会にて、本委員会へ付託審査になったものです。

審査の冒頭では、陳情者の方に出席をいただき、陳情の趣旨説明をいただいています。

さらに審査を積み重ね、次回の定例議会において審査結果を報告することとしています。

社会教育施設の調査

１０月１７日、各施設の利用状況や施設状況等を把握するため、町内の社会教育施設の現地調査を行いました。

① 学校給食センター
② 小川原脩記念美術館
③ 風土館
④ 公民館、図書室
⑤ 絵本館、世代交流センター
⑥ 総合体育館
⑦ 旭ケ丘スキー場
⑧ 野球場
⑨ テニスコート
⑩ プール
⑪ 旭ケ丘公園多目的広場
⑫ パークゴルフ場
⑬ ソフトボール球場「きたろくグラウンド」

施設を管理する担当者から、利用状況や施設の維持管理体制などについて説明を受けました。各施設とも１０数年から５０年近くが経過し老朽化が進んでいることから、維持管理について苦慮している実態を確認しました。

今回の現地視察の中で、各委員から特に次の指摘をいたしました。

・ 風土館の経年劣化に伴う雨漏り拡大、早期修繕
・ 小川原美術館の早急なLED照明化、トイレ小規模改修
・ 図書室の狭隘、立地の不便さ
・ 絵本館、世代交流センターのあり方
・ 旧ジャンプ台の早期撤去
・ 室内プールの老朽化に伴う大規模改修
・ 総合体育館の雨漏り、早期改修
・ 総合体育館及びスキー場のLED照明化　等々

今後も町民の皆さんに安全・安心して利用していただけるよう、常任委員会として施設設備について議論を重ねていきます。

経済建設常任委員会

１．所管事項
農業／商工業／林業（町有林を除く）／畜産業／観光／土木／建築／都市計画／その他農林課、観光課、まちづくり新幹線課、建設課及び水道課の所管に関すること

２．委員構成（５名）
委員長　木村　聖子　　副委員長　門田　　淳
委　員　森　　禎樹　　委　　員　原田　芳男
委　員　佐藤　英俊

本委員会は月２回を定例開催とし、必要に応じて臨時開催し調査を行っています。

１０月７日 町内現地視察を行いました

①新幹線トンネル工事掘削土運搬経路の道路破損状況

掘削土運搬経路の道路の状況を確認し、出雲会館前などをはじめ、路盤の凹み・破損しているところは農家車両が通過する際に非常に危険なため、鉄道・運輸機構や地域と随時連絡を密にして修復に努めるよう建設課に指摘しました。

②ひらふ方面に送水する新設３号井戸、既存１号・２号井戸の調査

現在、急激に増加するひらふ地区のホテル建設などに対応するための３号井戸の新設工事をしています。工事完了は令和２年１月、１日当たり約９６０ｔを供給できる見込みです。

また、本年３月に報告された１号・２号各５００ｔ/日の増量工事計画は、現況調査の結果、地層の空洞化やスクリーン腐食が発見され、９月に緊急修繕を行ったものの、増量はできないと報告がありました。今後は新たな井戸の調査を行いたいとのことです。

給水区域内での大規模開発があり、今後供給水量の確保が懸念されることから、水道事業変更の申請をしました。水道事業は、工事費用が多額に及ぶため、今後も継続して調査を行います。

③旧胆振線跡地宅地造成工事の進捗

委員会では先に提出した陳情書報告のとおり、工事に係わる状況を６月以降より注視しています。９月には雨水・排水対策に伴う擁壁、暗渠排水等を追加する工事の契約がありました（１８２５万円）。これに伴い、現地状況を確認しました。

④町道西３丁目南通・倶登山橋橋梁架替工事

１回目入札不調により工事期間・契約内容を再検討し、下部工事のみを８月２８日に再度入札を行いました（１億１０３３万円）。下部工事期間は令和２年３月２０日まで。

新橋完成予定は令和３年１１月、カーブが緩和され、路肩左右１ｍ増、片側に歩道が設置される予定です。

特別委員会報告

広報特別委員会

1．所管事項
議会活動の町民への広報に関すること

2．委員構成（５名）
委員長　原田　芳男　　副委員長　小川　不朽
委　員　波方　真如　　委　員　田中　義人
委　員　作井　繁樹

広報特別委員会での活動は、主に議会活動の町民への広報に関することです。

■ 議会広報の発行
（３月・６月・９月・１２月の年４回発行）

■ 議会ホームページ内での各委員会等の情報提供

本特別委員会では「読みやすい広報」を目指し、編集の工夫や掲載内容について議論をしております。
また、読者からのご意見・要望等をお寄せ頂ければ幸いです。

「読者目線で親切な広報誌を作るには」をテーマに講演された
（令和元年8月20日 議会広報研修会：札幌市）

自衛隊駐屯地特別委員会

1．所管事項
自衛隊駐屯地に関すること

2．委員構成（５名）
委員長　門田　　淳　　副委員長　森下　義照
委　員　森　　禎樹　　委　員　佐藤　英俊
委　員　鈴木　保昭

自衛隊駐屯地特別委員会では、主に倶知安駐屯地への自衛隊拡充に関する要望等の活動を行います。

＜特別委員会の取り組み＞

①令和元年１１月１日（金）に自衛隊道段階要望等を札幌市において行いました。（下記写真）

②令和元年１１月１５日（金）に自衛隊中央要望等を東京都において行いました。

なお、今後も倶知安駐屯地拡充に向けて要望活動を進めていきます。

特別委員会とは、委員会のうち、必要のある場合や特定のことを審査するために設置される委員会のことをいいます。

議長室からこんにちは

本年は、天候に恵まれ農作業も順調に進み、ジャガイモなど農産物は豊作となりました。

20カ国・地域からなる観光大臣会合「G 20」が、10月25日から2日間の日程でニセコHANAZONOリゾートにおいて開催され、「持続可能な観光」をテーマに議論されました。

歓迎レセプションには約250名が参加され、様々なおもてなしの中で北海道・倶知安町の魅力を大いに感じていただいたと思います。

会合に合わせ、本町と姉妹都市であります、スイス・サンモリッツ市長がスイス代表団と共に来町されました。二世古酒造などを視察したあと、ジュニアジャズスクールの皆さんの演奏が披露され、子どもたちとの交流を深めました。

また、9月にはサンモリッツからの交換留学生3名が来町し、町内の高校生たちと交流しました。この間、ホームステイを受けていただいた皆さん、いろいろとお世話さまでした。

（議長　盛多　勝美）

姉妹都市サンモリッツ市長・スイス代表団との交流会を行いました
（令和元年 10 月 27 日）

議会のQ＆A

ここでは、議会に関する疑問や質問についてQ&A形式でいくつか掲載をしています。

Q.議長の役割とは？

A.主な仕事は下記の3点となります。

① 本会議の進行
② 議会内の調整
③ 各種行事への出席

Q.議長や副議長はどうやって決める？

A.議員間での選挙によって決まります。
（地方自治法103条）

選挙を行う際には、議場を封鎖して無記名により投票し、立会人（議員）が投票の確認を行った上で当選人が決定します。

Q.一般質問とは？

A.議員が執行機関（町）に対して、行政全般について見解を質問すること。

一般質問は定例会に限って許される。
ほかにも客観的に緊急性が認められ、議会の同意を得て行われる緊急質問がある。

Q.議案とは？

A.議会の議決を経るために、町長・議員・委員会が議長に提出する案件のこと

① 団体意思の決定に関する議案（条例・予算）
② 機関意思の決定に関する議案（決議・意見書）
③ 町長の事務執行の前提になる議案
（人事案件など）

Q.請願と陳情の手続きの違いは？

A.下記のような違いがあります。

請願…議員の紹介が必要
陳情…議員の紹介は必要ありません

請願とは…
国又は地方公共団体等の公共団体に対し、一定の措置をとるよう、あるいはとらないよう希望し、申し出ること。

陳情とは…
国又は地方公共団体等の機関に対し、利害関係のある者が、その実情を訴えて、相当の措置を要望する事実上の行為のこと。

町民の広場

「自然や景観は自分たちで守る」という決意を

師井（もろい）　邦竹（くにたけ）さん（40歳）
職　業：医師
趣　味：スノーボード

羊蹄山から朝日が昇る、その景色が好きだ。横目で眺めながら、ランニングをする。冬は早朝に1本だけのスノーボードを楽しむ。シャワーを浴びたら、気分は爽快。パプアニューギニアシグリ農園のコーヒーをドリップする。チョコレートのようなアロマが漂い始める。診察室の扉を開け、電子カルテの前に腰を下ろす。そして羊蹄山を眺めながら考える。「今日はどんな患者さんが来るのだろう。」どんな問題を抱えた患者さんが来て、どんな知識や技術が必要とされるか、今は分からない。不安と興奮がこみあげてくるが、それが総合診療医としての運命であり、やり甲斐なのである。外来診療はまさに十人十色。倶知安が地元の人。仕事や家庭の事情で来た人。旅行で来た人。生まれたところや、育ったところ、肌や眼の色が違う。健康問題は様々あるが、概ね共通している。なぜなら我々は皆同じ、ホモ・サピエンスであるから。さらに共通しているのは、「倶知安が好きだ。」という気持ちである。この雄大な自然が人々を魅了しているのだ。

国際化の波は容赦なくこの地にも押し寄せた。数十年前にはなかった高級な宿泊施設が建ち並ぶ。贅沢の限りを知り尽くした世界中のお金持ちが、この地を虎視眈々と眺めている。開発はさらにスピードアップしていき、森林は伐採され、新たな建物や電線が羊蹄山を覆う。この開発は、いつまで続くのだろうか。森林や畑がなくなり、水は不足し、空には電線が蜘蛛の巣のように張り巡らされるまでなのか？

「ニセコリゾートは、無計画な開発で狭いところに高い建物ができて、眺めも悪くなった」そう言って、この地を離れ、白馬村に行く者がいる。白馬村は、バブル期に乱開発が始まり、長野オリンピックで開発ラッシュになった。お祭りの後に残されたのは無秩序な街並み。その反省で、「環境基本条例」や「無電柱化条例」が策定された。現在は、失われた景観を取り戻そうと地域住民が行政と協力して取り組んでいるが、失われた自然や景観はそう簡単には取り戻せはしない。パークハイアットだ、大和ハウスだとか、大型投資で町は浮かれているが、「他力本願」ではダメだ。景観を保護するためには、明確な方針と制度がない限りは、少しでも安価に早く開発を行いたいという企業倫理が先行するのは避けられない。今日も至る所で開発の音が聞こえてくる。町民と行政が一致団結し、「自然や景観は自分たちで守る」という決意を持って、早急な制度づくりを願う日々である。

（原文のまま）

議会を傍聴してみませんか？

議会は倶知安町役場庁舎３階の議場にて行われています。（定例会は３月・6月・9月・12月の年４回）
議会を傍聴する際には、受付票に氏名等を記入して投函してから傍聴席へお入り下さい。
なお、傍聴の際にお子さまをお連れの方は事前に議会事務局までご連絡をお願いします。

連絡先　議会事務局（直通）：0136−56−8016
メールアドレス：gikai@town.kutchan.lg.jp

第４回定例会は12月２日（月）から開会の予定です。

編集後記

10月から消費税率が8％から10％に引き上げられました。幅広い分野で増税分が価格に転嫁され、物流・人件費高騰で食品などの値上げが既に相次いでいます。増税と値上げのダブルパンチで暮らしの影響が心配です。

「議会広報くっちゃん」をお読みいただき、一人でも多くの方が、町政や議会を身近に感じ、関心を持っていただければ幸いです。

本会議・委員会等の会議を公開しています。皆さまが選んだ議員の活動や町政の方向等を知るためにもぜひ傍聴にお越しください。

（副委員長　小川　不朽）